

[4]

名誉毀損法の改正動向 ——プロバイダ等の責任に関するイギリスの最新事情



一橋大学大学院法学研究科教授 ジョン・ミドルトン

I はじめに

プロバイダ等の責任に関するイギリス法の特徴として最初に思い浮かぶのは、名誉毀損法関連の議論である。名誉毀損に関する法は、イングランド⁽¹⁾において数百年にわたって無数の判決を通して発達し、さらに必要に応じて議会によって多少修正されてきたものが基礎になっているために、不法行為法のなかでも最も専門的かつ複雑な分野の一つになっている。記者やインターネット・ユーザーが名誉毀損法を知り、正しく理解することは、きわめて困難である。また、原告にとっては、訴訟の結果を予測することは、決して容易ではない。

近年、インターネットやオンライン・サービスの利用が爆発的に増大してきていることに伴い、名誉毀損に関する現行法が徐々に時代と合わなくなっていることは明らかである。今日、「イングランドの名誉毀損法は国の恥である」という表現さえ耳に入る。

一方、アメリカの連邦議会は、これに対し、2010年に、アメリカの個人・法人を被告とする「外国の名誉毀損訴訟判決の承認および執行を禁止する」ためにSPEECH法 (Securing the Protection of our Enduring and Established Constitutional Heritage Act) を制定

している。それは、ここ20年の間ロンドンが世界中の名誉毀損訴訟のメッカとして知られるようになっていながらもかわらず、アメリカ合衆国憲法修正1条のもとでの国民の言論の自由がそこでは十分保護されていないとみられるからである。

そこで、イギリスの議会は、2012年3月現在、現行法のいくつかの修正を前向きに検討しているところであり、今後改正法案を公表する見込みである。

本稿では、再公表者の責任に関する現行法および裁判管轄権に関する問題に焦点を当てながら、その名誉毀損法改正の立法に向けた最近の動向について考察することにする。

II インターネットと再公表者の責任

1 コモンロー上の再公表者の責任

イングランドにおいては、名誉毀損的表現を繰り返したまたは再公表する者 (republisher) はすべて、第一次公表者 (original publisher) として責任を負う。第二次公表者は、第一次公表者を特定したまたは自分自身の表現を公表したのではなく、第一次公表者の表現を報じただけであると主張しても、免責事由とはならない⁽²⁾。

新聞記事の場合は、執筆者、編集者、発行

(1) ここでいうイングランドは、地域的には、連合王国 (イギリス) のなかのイングランドおよびウェールズを意味し、スコットランドおよび北アイルランドを除く。

(2) *McPherson v. Daniels* (1829) 109 ER 448.

者、印刷者、会社所有者、および——善意の流布 (innocent dissemination) の免責事由が適用される場合を除き——配布者 (distributor) ならびに小売業者のすべてが、責任を負わなければならない可能性がある。ラジオ局およびテレビ局においても同様の役割を担う者は、名誉毀損の表現を放送したことについて責任を負うことになる。

免責される善意の流布というのは、新聞・雑誌小売業者、書店、図書館、または他の配布者が公表物に名誉毀損の表現が含まれていたことを知らなかったこと、それが当該表現を含んでいると信じるに足りる理由がなかったこと、およびそのような知識を欠いていたことが自らの過失によるものでなかったことを立証できる場合に限り適用される⁽³⁾。このことは、配布者は公表物が名誉毀損の表現を含む可能性があることを知っておりまたは知るべきである場合には、責任を負うということである。したがって、配布者は、名誉毀損の表現が、論争のある事項を掲載する傾向のある新聞に含まれているだけで、その公表の責任を負わなければならない可能性がある。

再公表に関する配布者の責任に関連するゴールドスミス対スプリングズ社事件⁽⁴⁾において、イングランドの控訴院 (Court of Appeal) の多数意見は、原告が主張する名誉毀損についてはあらゆる配布者に対し訴訟を提起することが可能である、と判示した。スカーマン裁判官およびブリッジ裁判官 (Lords Scarman and Bridge) は、プレス of 自由の侵害のおそれがあるかもしれないが、そのおそれは、原告に由来するものではなく、法に由来するものであると考えた。法に基づく配布者に対する訴権を存続すべきか否かは、議会の考慮すべき問題であると述べた。これに対し、デニング記録長官 (Lord Denning MR) は、名誉毀損について事前に知識を有していたことが立証される場合を除き、末端の配布者 (subordinate distributor) が原告に対して責任を負うと判示された先例がないと

して、反対意見を述べた。配布者に対して訴訟を提起する原告の主要な目的は、配布経路を遮断するという法の手続の範囲外にある付随的なものであり、さらにプレス of 自由は、開かれた配布経路を維持することにかかっているとも述べた。デニング記録長官の反対意見によると、公表物が名誉毀損の表現を含むことを知っていたことが立証されるならば、新聞・雑誌小売業者、書店などの末端の配布者でも責任を負うことになる。

ちなみに、善意の流布の免責事由は、印刷者、複製者、放送局、および翻訳者には適用されない。

2 1996年名誉毀損法による公表責任

イギリスの議会は、通信技術の顕著な発展がみられるなかで、実際に、善意の流布という免責事由に関するコモンローを現代化し、法典化するために、1996年名誉毀損法 (Defamation Act 1996) を制定した。

この法律の1条は、免責事由を電子メディアのオペレーターや生放送を行う放送事業者にまで拡張することを目的としたものであるが、すでに「インターネット免責事由」(the Internet defence) として知られるようになっている。また、この規定は、コンピュサーブ (Compuserve)、ヨーロッパ・オンライン (Europe Online)、およびマイクロソフト・ネットワーク (Microsoft Network) の三つの大手サービス・プロバイダが協力してオンライン・コミュニケーションにおける名誉毀損責任を明確化することを求めるロビー活動を行った後、設けられたものである。刑事名誉毀損事件は、同法の規定の適用外とされている。

「公表責任」(responsibility for publication) について規定している同条は、名誉毀損訴訟において、被告は、(a)当該表現の作成者 (author)、編集者 (editor)、または発行者 (publisher) でなかったこと、(b)その公表に対して相当の注意を払ったこと、および(c)

(3) *Emmens v. Pottle* (1885) 16 QBD 354; *Vizetelly v. Mudie's Select Library Ltd.* [1900] 2 QB 170.

(4) *Goldsmith v. Sperrings Ltd.* [1977] 1 WLR 478.

その行動が名誉毀損的表現の公表の原因となりまたは寄与したことを知らず、またそれを信じる理由もなかったこと (neither knew nor had reason to believe that his actions caused or contributed to the publication of the defamatory statement) を立証できる場合には、免責事由を有する (1項) としている。通信システムのオペレーターは、そのシステムを通じてメッセージを伝達または提供する者に対して効果的な規制権を有していない場合には、作成者、編集者、または発行者とはみなされない (同条3項(e)号)。したがって、プロバイダは、表現の存在を知らず、またその存在を信じる理由がない限り、ユーザーが書き込んだ名誉毀損的表現に対して責任を負わないのである。裁判所は、ある者が相当の注意を払ったか、または自己の行為が名誉毀損的表現の公表の原因となりもしくは寄与したことを信じる理由があったか否かを決定するに当たって、(a)メッセージの内容またはそれを公表する決定に対するその者の責任の程度、(b)公表の性質または事情、および(c)作成者、編集者、または発行者の以前の行動または性格を考慮に入れなければならない (同条5項)。

制定法による、このような解決策は、歓迎すべきであるが、イギリス市民に関する名誉毀損的表現が他の法域において公表されるならば、ほとんど効果がないであろう。このような問題を解決するためには、国際条約による統一的なアプローチが必要であると言わざるを得ない。

3 ゴッドフリー対ディーモン・インターネット社事件

1996年名誉毀損法制定後、ゴッドフリー対

ディーモン・インターネット社事件⁽⁵⁾における1999年のイングランドの高等法院女王座部 (High Court, Queen's Bench Division) の判決がリーディング・ケースとなっている。

ディーモン・インターネット (Demon Internet) 社は、ユースネット電子掲示板へのアクセスを提供するサービス・プロバイダであるが、1997年1月13日にアメリカにいる特定不明の人物が、核物理学者であるローレンス・ゴッドフリー博士 (Dr Laurence Godfrey) を偽装してその名誉を毀損するようなメッセージを、ディーモン・インターネット社のニュースサーバーからアクセスできる掲示板に書き込んだ。

ディーモン・インターネット社のユーザーは、この名誉毀損的メッセージをそのニュースサーバーからダウンロードすることができたので、ゴッドフリー博士は、同月17日に、ディーモン・インターネット社に対し、この名誉毀損的メッセージの存在を知らせた上で、その削除を要求した。しかし、ディーモン・インターネット社は、その要求に応じなかった。結局、そのメッセージは、書き込みの2週間後に当たる同月27日に自動的に削除されるまで、そのまま掲示板に残っていた。

高等法院のモーランド裁判官 (Justice Morland) は、名誉毀損的表現の存在を知ったにもかかわらずそれを削除しなかったサービス・プロバイダ、ディーモン・インターネット社が名誉毀損法のもとで「発行者」となっていたとして、1万5000ポンドの損害賠償および23万ポンドの弁護士費用の支払いを命じた。

ディーモン・インターネット社は、この判決に対して控訴する用意があったが、最終的には諦めてそれに応じることにした。

(5) *Godfrey v. Demon Internet Ltd.* [1999] 4 All ER 342, [2001] QB 201, [1999] EMLR 542.

4 1996年名誉毀損法と2002年電子商取引 (EC指令) 規則の関係

2000年の「域内市場における情報社会サービスの法的側面、特に電子商取引の法的側面に関する欧州議会及び理事会指令」(Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market) の規定を国内法に編入した2002年電子商取引 (EC指令) 規則 (Electronic Commerce (EC Directive) Regulations 2002) は、サービス・プロバイダが「単なる導管」(mere conduit) (17条)、キャッシング (caching) (18条)、またはホスティング (hosting) (19条) を提供する場合の責任について規定している⁽⁶⁾。

この規則と1996年名誉毀損法1条との関係 (すなわち、それらにより規定されている免責事由のオーバーラップの範囲およびその違い) については、多少不明な点があるものの、17条のもとで「単なる導管」としてサービスを提供するサービス・プロバイダが名誉毀損的表現の存在を実際に認識していた場合でも、1996年名誉毀損法1条の場合と異なって、その免責事由を有することは明らかである。したがって、サービス・プロバイダにとっては、免責事由として、1996年名誉毀損法1条の規定より2002年電子商取引規則のほうが魅力的である。

Ⅲ 裁判管轄権に関する問題

1 法廷地漁り

現行法では、インターネットにおける表現は、そのサービスにアクセスすることが可能な各々の法域において訴訟の原因となり得る

ことを知らなければならない。メッセージの作成者、システム・オペレーター、サービス・プロバイダなどの参加者は、自分の法域の法律だけではなく、そのメッセージを受信することができるすべての法域の法律を考慮に入れなければならない。すべての法域のすべての関係法を知ることを参加者に期待することは無理であるにもかかわらず、各々の法域の裁判所は、それを擬制し、責任を負わせることになる。

そこで、原告は、最も有利な判決を得るために法廷地漁り (forum shopping) をして、被告がほとんど関係のない法域において訴訟を提起する場合もある。伝統的なメディアによって名誉を毀損された原告にとって、比較的厳格な名誉毀損法を持つイングランドは、法廷地漁りの対象となり得る。インターネットの事件の場合でも、原告は、たとえばアメリカや日本から発信される表現について、アメリカ合衆国憲法修正1条や日本国憲法21条による言論の自由の保障が及ばないイングランドで訴訟を提起することが考えられる。懲罰的損害賠償 (punitive damages) の考え方がなく、また損害を査定し、賠償額を定める陪審制度がないため、名誉毀損関係訴訟で認められる損害賠償がコモンローの諸国に比べて低額である日本のような国の原告にとって、損害賠償が特に高額であるイングランドは、法廷地として魅力的であろう。

ちなみに、イングランドの名誉毀損訴訟における損害賠償は、従来、陪審員が、相場などについての裁判官によるガイダンスを一切受けないで自由に算定するものとされてきた。その結果、1980年代までに損害賠償が「電話番号」のような数字に高額化して、オールディングトン卿 (Lord Aldington) が戦争犯罪に関するパンフレットについて提起した訴訟で、150万ポンドという額に達した⁽⁷⁾。しかし、今日、司法改革の結果として、名誉毀

(6) この規則について、詳しくは、Neill, Rampton, Rogers, Atkinson and Eardley (2009), 20.14-20.20; Collins (2010), 16.30-16.92; Mullis and Doley (2010), 14.31-14.47参照。

(7) この事件については、David I. Fisher, *Defamation via Satellite: A European Law Perspective* (The Hague, London and Boston: Kluwer Law International, 1998), 55-56参照。

損害訴訟における補償の損害賠償の上限は、人身被害事件のそれを超えないように、最高22万～25万ポンド程度となっている。

イングランド法では、名誉毀損は、メッセージの発信地ではなく、受信地において生じる。そこで、原告は、イングランドにおいて誰かが名誉毀損的表現にアクセスしたことさえ立証できれば、訴訟を提起することができる。

2002年に世界中のメディアの注目を集めた、オーストラリアのダウ・ジョーンズ社対ガットニック事件⁽⁸⁾は、この種の好例である。これは、イギリスの事件ではないが、イギリスと同様な社会、価値観、判例法などを持つ英連邦国の最高裁判決であることから、説得的法源として裁判で参照され、事実上裁判所の判断の基礎とされ得る。

2 ダウ・ジョーンズ社対ガットニック事件

この事件では、2000年10月に、バロンズ (Barron's) という専門誌およびバロンズ・オンライン (Barron's Online) というオンライン版に、ジョセフ・ガットニック (Joseph Gutnick) 氏というオーストラリア・ヴィクトリア州在住の有名な実業家の不適正な取引、脱税問題などについての特別記事が掲載されたことが争われた。

ガットニック氏は、バロンズおよびバロンズ・オンラインの発行者であるアメリカのダウ・ジョーンズ社に対して、ヴィクトリア州最高裁判所 (Supreme Court of Victoria) で訴訟を提起した⁽⁹⁾。その訴訟の対象は、ヴィクトリア州でその記事が公表され、同州で原告の名誉が毀損されたとする限定的なものであった。

ダウ・ジョーンズ社の当該雑誌は世界中で延べ30万5563部売れたものの、そのうち、わずか14部がヴィクトリア州で販売されたにすぎなかった。また、バロンズ・オンラインに

ついては、世界中でそのサービスにアクセスするために登録していた55万名のうち、300名だけがヴィクトリア州に在住していた。ちなみに、ダウ・ジョーンズ社の編集部とバロンズ・オンラインのサーバーは、それぞれニューヨーク州とニュージャージー州にあった。

この事件は、オーストラリア最高裁判所 (High Court of Australia) まで争われたが、裁判所は、インターネットでの情報の公表はその内容が理解できる形 (comprehensible form) でダウンロードされる場所および時点で行われるという判決を言い渡した。重要なのは、アップロードではなく、ダウンロードの場所と時点である。

したがって、ヴィクトリア州におけるそのコンテンツの公表は、ヴィクトリア州にいるユーザーがそれが読める形でダウンロードした時点で発生した。そして、原告は、その訴訟の対象をヴィクトリア州に限定したため、その記事の執筆および編集がニューヨーク州で行われ、サーバーへのその記事のアップロードがニュージャージー州で行われたにもかかわらず、ヴィクトリア州の名誉毀損法のみが適用された。

この判決は、世界的に注目を集めたが、従来のイングランドの名誉毀損法から考えてみると、当然のことであり、特に驚くことはない。しかし、それでよいのか否かは別の問題である。

世界の主要な印刷メディア (日本の英字新聞を含む) の多くがすでにグローバル・アクセスまたはウェブサイトを提供するオンライン・サービスを通じて各国からアクセスされ得るということを考慮に入れると、ある個人が、より有利な判決を得るために、自分の法域よりも厳格な名誉毀損法を持つ他の法域において、誰かに当該記事をダウンロードさせることが考えられる。

(8) *Dow Jones & Company, Inc. v. Gutnick* (2002) 210 CLR 575.

(9) *Gutnick v. Dow Jones & Company, Inc.* [2001] VSC 305; *Dow Jones & Company, Inc. v. Gutnick* [2001] VSCA 249.

Ⅳ 今後の名誉毀損法改正の立法化に向けて

2011年3月15日に、法務省 (Ministry of Justice) は、言論の自由と名誉権の間の均衡を適切に保つことを目的にした名誉毀損法改正法案の草案およびそれに関する諮問文書 (Consultation Paper)⁽¹⁰⁾を公表し、6月10日まで公衆からコメントを求めることにした。その草案は、あくまで議論を活発化させるための予備的なもので、同省は、「インターネットにおける公表に対する責任」を始め、いくつかの重要な課題については、その時点で規定しようとししないで、諮問文書のなかで意見を求めることにした。また、地域的にはその改正の対象は、イギリス全土ではなく、イングランド法が適用されるイングランドおよびウェールズに限定されていた。

この諮問の実施と同時に、名誉毀損法改正法案に関する両院合同委員会 (Parliamentary Joint Committee on the Draft Defamation Bill) は、草案の中身を検討し、10月19日に報告した⁽¹¹⁾。

法務省は、11月24日に、諮問における公衆の意見をまとめたサマリー⁽¹²⁾を公表し、さらに2012年2月29日に、その意見および両院合同委員会の勧告について、諸問題に関する政府の見解を明らかにする回答書⁽¹³⁾を公表した。議会は、今後改正法案を審議することになるであろう⁽¹⁴⁾。

1 名誉毀損法一般に関する改正案

2011年3月の諮問文書のなかの「大臣の序文」によると、ここ数年の間、現行の名誉毀

損法は、言論の自由に萎縮効果をもたらしているという関心が高まっているそうである。特に大企業等権力者が、それに対する批判をなくすために、名誉毀損を理由に訴訟を提起すると脅して、健全な科学的・学問的議論、責任のある調査報道 (investigative journalism)、およびNGOによる有用な活動を妨げていると懸念されている。また、イングランド法が世界的に尊敬されるようにするためには、原告が些細なことや根拠のないことを理由に訴訟を提起できなくなること、および、イギリスとほとんど関係のない原告にとってイングランドが魅力的な法廷地でなくなることは望ましいとされている。

これまで検討されてきたさまざまな提案のうち、2012年2月の回答書のなかで政府が支持している事項には、次のようなものが含まれる。

- ・当該公表が「深刻な被害」(serious harm)を惹起したという、名誉毀損訴訟を提起するための要件の確立
- ・「公共の利害に当たる事項に関する責任のある公表」(responsible publication on matter of public interest)という制定法上の免責事由の確立
- ・現行のコモンロー上の「正当性」(justification)に取って代わる、「実質的真実」(substantial truth)という制定法上の免責事由の確立
- ・現行のコモンロー上の「公正な論評」(fair comment)に取って代わる、「正当な意見」(honest opinion)という制定法上の免責事由の確立
- ・現行の絶対的免責特権 (absolute privilege) および相対的免責特権 (qualified

(10) Ministry of Justice, *Draft Defamation Bill: Consultation* (Consultation Paper CP 3/11) (London: The Stationery Office, March 2011).

(11) HL Paper 203, HC 930-I.

(12) Ministry of Justice, *Draft Defamation Bill: Summary of Responses to Consultation* (Summary of Responses to Consultation CP (R) 3/11) (London: The Stationery Office, 24 November 2011).

(13) Ministry of Justice, *The Government's Response to the Report of the Joint Committee on the Draft Defamation Bill (Presented to Parliament by the Lord Chancellor and Secretary of State for Justice by Command of Her Majesty)* (Cm 8295) (London: The Stationery Office, February 2012).

(14) Lord McNally, *Reform of the Law of Defamation* (Speech to the Westminster Legal Policy Forum, 15 March 2012).

privilege) という免責事由の現代化および拡張

- ・原告が当該表現の最初の公表に関する1年の出訴期限の後の、あらゆる発行者による再公表について訴訟を提起できなくなるという「一回のみの公表ルール」(single publication rule) の確立 (これは、インターネット時代において、同じもののへのアクセスがある度に新たな訴訟原因となる再公表が生じないようにするためである。)
- ・法廷地漁りの対策として、イングランド・ウェールズが明らかに最も適当な法廷地でない限り、裁判所が、EU加盟国に住所 (domicile) を持たない被告に対して管轄権を認めないという規定の新設
- ・裁判官が正義のために陪審による裁判を命じる場合を除き、陪審による裁判の推定をなくす規定の新設 (これは、早期紛争解決を助長するためである。)
- ・法人 (corporation) が当該公表によって被る「相当な金銭的被害」(substantial financial loss) の可能性を立証することができない限り、また、裁判所による許可を得ない限り、名誉毀損を理由に訴訟を提起できないという規定の新設
- ・書店などの第二次公表者については、1996年名誉毀損法1条の制定前のコンモローが再び適用されるような善意の流布の免責事由の改正

2 「インターネットにおける公表に対する責任」に関する改正案

「インターネットにおける公表に対する責任」については、諮問文書は、制定法によってサービス・プロバイダ、ディカッション・フォーラム、書店などの第二次公表者に対する現行の保護が拡張されるべきか、または現行法がどのように現代化・明確化されるべきかについて意見を求めた。それに対して、多くの回答者は、サービス・プロバイダや電子掲示板に対する保護の強化を支持したが、その詳細については、次のように意見が分かれていた。

- ・アメリカにおける著作権関連の紛争解決方法をヒントに、サービス・プロバイダが作成者と被害者の間で仲介者になり、訴訟を提起されないようになること
- ・裁判所が名誉毀損的表現の削除を命じない限り、サービス・プロバイダがそれに対し責任を負わないこと
- ・現行法の改正は不要であること
- ・現行法の内容を明確化する規定だけで十分であること

これらは、いずれも諮問文書のなかで示唆された選択肢である。

この問題について、両院合同委員会は、2011年10月に、次のように当該表現の作成者が識別できる場合と識別できない場合を分けるアプローチを勧告している。

作成者が識別され得る場合には、そのホストまたはサービス・プロバイダは、迅速に当該表現のそばに苦情申立ての通告 (notice of complaint) を公表しなければならない。その通告は、言論の自由の保護を重視しながら当該公表の害 (sting) を軽減するのに働くのである。それを怠って名誉毀損を理由に訴訟を提起されたプロバイダは、第一次公表者が抗弁できる免責事由に限定される。

さらに、苦情申立人は、裁判所に当該表現削除命令 (take-down order) を求めることができる。その場合、プロバイダは、作成者に対してその申立ての存在について知らせることになり、当事者は、短い文書によって裁判官に対して主張できる。プロバイダがただちに当該表現削除命令に従わない場合には、公表者として責任を負うことになる。

作成者が識別され得ない場合には、苦情申立てを受けたホストまたはサービス・プロバイダは、その時点から当該表現を削除すべきである。しかし、プロバイダは、当該公表が密告者 (whistle-blower) などによるもので、公共の利害に当たると思われる場合に、それを削除しないで裁判所に当該表現保存命令 (leave-up order) を求めることができる。

法務省は、2012年2月の回答書のなかで、この勧告についていくつかの疑問を表明し、結局はかの選択肢を支持するスタンスを示し

た。それは、苦情申立人が当該表現の作成者を識別できない場合には、サービス・プロバイダは、当事者の間の仲介者として活躍することである。苦情申立てを受けたプロバイダは、作成者に連絡するか、またはそれができない場合にそれを削除しなければならない。最初の連絡で問題が解決されない場合には、プロバイダは、苦情申立人に作成者の名前や連絡先を知らせる義務を負い、苦情申立人は、作成者のみに対して訴訟を提起したりすることができる。

法務省の見解では、このアプローチは、サービス・プロバイダの利害を守りながら言論の自由および名誉権の双方を保護するために最も現実的かつ効果的な方法であるものの、同省は、今後関係者と議論を進めて、その問題点を解決し、詳細を決めるとしている。

政府が今後具体的にどのような改正法案を公表するかは、大いに注目される。

【参考文献】

- ジョン・ミドルトン『報道被害者の法的・倫理的救済論——誤報・虚報へのイギリス・オーストラリアの対応を中心として』（有斐閣、2010）
- ジョン・ミドルトン「インターネットと名誉毀損——コモンロー諸国の対応を中心として」王雲海編『名誉の原理——歴史的国際的視点から』（国際書院、2010）第3章
- Matthew Collins, *The Law of Defamation and the Internet* (3rd ed.) (Oxford and New York: Oxford University Press, 2010)
- Patrick Milmo QC and W.V.H. Rogers, *Gatley on Libel and Slander* (11th ed.) (London: Sweet & Maxwell, 2008)
- Alastair Mullis and Cameron Doley (eds.), *Carter-Ruck on Libel and Privacy* (6th ed.) (London and Edinburgh: LexisNexis, 2010)
- Sir Brian Neill, Richard Rampton QC, Heather Rogers QC, Timothy Atkinson and Aidan Eardley, *Duncan and Neill on Defamation* (3rd ed.) (London and Edinburgh: LexisNexis, 2009)
- David Price, Korih Duodu and Nicola Cain, *Defamation: Law, Procedure and Practice* (4th ed.) (London: Sweet & Maxwell, 2010)